

## 路外駐車場設置届チェック表

|                                   |  |                          |
|-----------------------------------|--|--------------------------|
| 届出書<br>(省令第1条)                    | 設置届出書  | 可・否                      |
| 届出書添付図面<br>(省令第1条)                |  |                          |
| 位置図                               | 縮尺1/10,000以上<br>位置図に路外駐車場の位置を表示する。<br>設計者の氏名、住所、電話番号を位置図右下すみに記載すること。   | 可・否<br>可・否               |
| 平面図                               | 縮尺1/200 以上<br>平面図には次に掲げる事項を表示しなければならない。<br>1 路外駐車場の区域<br>2 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）<br>3 路外駐車場の付近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第7条第1項に規定する道路の部分、陸橋の下、橋及びトンネル   | 可・否                      |
| ※建築物である路外駐車場の場合                   | 1 各階平面図 縮尺1/200 以上<br>2 立面図 縮尺1/200 以上 2面以上<br>3 断面図 縮尺1/200 以上 2面以上<br>4 詳細図（屈曲部、傾斜部） 縮尺1/200 以上<br>5 照度計算書〔施行令第13条〕<br>6 換気計算書〔施行令第12条〕  | 可・否<br>可・否<br>可・否<br>可・否 |
| 構造及び設備<br>(法第11条)                 | 法令の規定による構造及び設備の基準  |                          |
| 面積<br>(施行令第6条)                    | 自動車の駐車のために供する面積については500㎡以上あるか。   | 可・否                      |
| 出口及び入口<br>(施行令第7条)<br>(道路交通法第44条) | 1 以下に掲げる道路及び道路の部分に設けてはならない。<br>・ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の道路の部分<br>・ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分<br>・ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の道路の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の | 可・否<br>可・否<br>可・否        |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>部分を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル、橋<br/>(トンネル、橋に設ける場合は、施行令第7条第2項、第3項の手続き)</li> <li>・ 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分、</li> <li>・ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分</li> <li>・ 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の道路の部分</li> <li>・ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する表示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分</li> <li>・ 幅員が6m未満の道路</li> <li>・ 縦断勾配が10%を超える道路</li> </ul> <p>2 前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。</p> <p>3 駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。</p> <p>4 出口及び入口において自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切り1.5m以上</p> <p>5 出口の構造は、当該出口から2m後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって、左右それぞれ60度以上の範囲内で歩行者確認</p> | <p>可・否</p> <p>可・否</p> <p>可・否</p> <p>可・否</p> <p>可・否</p> <p>可・否</p> <p>可・否</p> <p>可・否</p> <p>可・否</p> |
| <p>車路<br/>(施行令第8条)<br/>(建築基準法第2条第1号)</p>              | <p>1 自動車が円滑かつ安全に走行できる車路を設けなければならない。</p> <p>2 幅員5.5m以上、一方通行の場合は3.5m(当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所は2.75m)以上</p> <p>※3 はり下の高さ2.3m以上</p> <p>※4 屈曲部(ターンテーブル設置箇所除く)は5m以上の内のり半径で回転可能</p> <p>※5 傾斜部の縦断勾配は、17%以下</p> <p>※6 傾斜部の路面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>   | <p>可・否</p> <p>可・否</p> <p>可・否</p> <p>可・否</p> <p>可・否</p> <p>可・否</p>                                  |
| <p>※駐車部分の高さ<br/>(施行令第9条)</p>                          | <p>はり下の高さ2.1m以上</p>   | <p>可・否</p>   |
| <p>※避難階段<br/>(施行令第10条)<br/>(建築基準法施行令第123条第1項、第2項)</p> | <p>直接地上へ通ずる出入口のない階には、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設ける。</p>  | <p>可・否</p>   |
| <p>※防火区画</p>  | <p>給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、当該施設</p>   | <p>可・否</p>   |

|                                |  |     |
|--------------------------------|--|-----|
| (施行令第11条)<br>(建築基準法第<br>2条第7号) | と路外駐車場とを耐火構造の壁又は甲種防火戸によって区画する。   |     |
| ※換気装置<br>(施行令第12条)             | 内部の空気を1時間10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける。ただし、窓その他開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上あればよい。 | 可・否 |
| ※照明装置<br>(施行令第13条)             | 車路の路面10ルクス以上、駐車部分の床面2ルクス以上の照度を保つのに必要な照明装置を設ける。                                     | 可・否 |
| ※警報装置<br>(施行令第14条)             | 自動車の出入及び道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設ける。  | 可・否 |
| ※特殊の装置<br>(施行令第15条)            | 予想しない特殊な装置をつける場合は、国土交通大臣の認定が必要。  | 可・否 |
| 供用時間等の明示<br>(施行令第17条)          | 利用しようとする者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。   | 可・否 |

## 路外駐車場管理規程チェック表

| 条 文                  | 管理規程に定めなければならない事項   | 可・否 |
|----------------------|---|-----|
| 法第13条第2項             | 駐車場の名称  | 可・否 |
| 法第13条第2項             | 駐車場管理者の氏名及び住所<br>(法人の場合は、その名称及び所在地、<br>代表者の氏名及び住所)          | 可・否 |
| 法第13条第2項<br>省令第2条第1項 | 供用時間に関する事項<br>(休業日、1日における供用時間の開始・<br>終了時刻を定める)              | 可・否 |
| 法第13条第2項<br>省令第2条第2項 | 駐車料金に関する事項  | 可・否 |
| 法第13条第2項<br>省令第2条第3項 | 路外駐車場の供用契約に関する事項<br>(駐車する自動車の滅失・損傷についての<br>損害賠償に関する事項を含むこと) | 可・否 |
| 法第13条第2項             | 構造上、駐車できない自動車   | 可・否 |
| 法第13条第2項<br>省令第3条第1項 | 附帯して行う業務<br>(燃料の販売、自動車の修理その他)                               | 可・否 |

※ 管理規程は、上記の記載事項を全て含んでいること。